

●香川県告示第224号

平成27年香川県告示第329号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定等）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月12日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区 分	入浴料金（1人につき）	区 分	入浴料金（1人につき）
12歳以上の者	<u>450円</u>	12歳以上の者	<u>400円</u>
略		略	